

H27.08.07(金) 沖縄県保健医療部健康長寿課

全国がん登録制度（平成28年1月施行）について

平成25年12月に交付された「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、平成28年1月から「全国がん登録」が開始されます。

「全国がん登録」とは、日本でがんと診断された人のデータ(罹患、診療、転移等)を、国で1つにまとめて集計・分析・管理する新しい制度で、全国で網羅的ながん情報の収集が可能となり、がん情報の精度向上が期待されます。

「全国がん登録」では、全国の医療機関（病院及び指定診療所）は、がんと診断された人のデータを都道府県知事に届け出ることが義務化されます。

平成28年1月の制度開始に向け、県では以下事項を予定しておりますので、「全国がん登録」制度へのご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

1 医療機関向け説明会の開催

（1）管理者向けの説明会（9月上旬に各4地区で開催を予定しています。）

- ①本島中南部（日時：9月9日（水） 19:00～ 場所：県医師会館）
- ②本島北中部（日時：9月1日（火） 14:00～ 場所：北部合同庁舎）
- ③宮古地区（各病院を訪問予定）
- ④八重山地区（各病院を訪問予定）

（2）担当者向けの説明会（12月上旬開催を予定しています。）

（3）指定診療所向けの説明会（12月上旬開催を予定しています。）

2 指定診療所の指定

指定診療所とは、政省令の定めるところにより、都道府県知事が、医療機関開設者の同意を得て、がん情報の届出を行う診療所として指定することができます。

※指定要件等が政省令で公布予定であるため、政省令公布後に詳細をご連絡致します。

※ 今後のスケジュールとしましては、政省令の公布が8月(予定)、届出マニュアルの完成が9月(予定)とのことであるため、厚生労働省及び国立がん研究センターからの情報が入り次第、制度詳細についてのご連絡及びご協力依頼をお願いしたいと考えています。ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

〈担当〉 沖縄県保健医療部健康長寿課
健康企画班 真栄田
(TEL) 098-866-2209
(FAX) 098-866-2289

がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

○「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること

○「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

⇒がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

○全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握

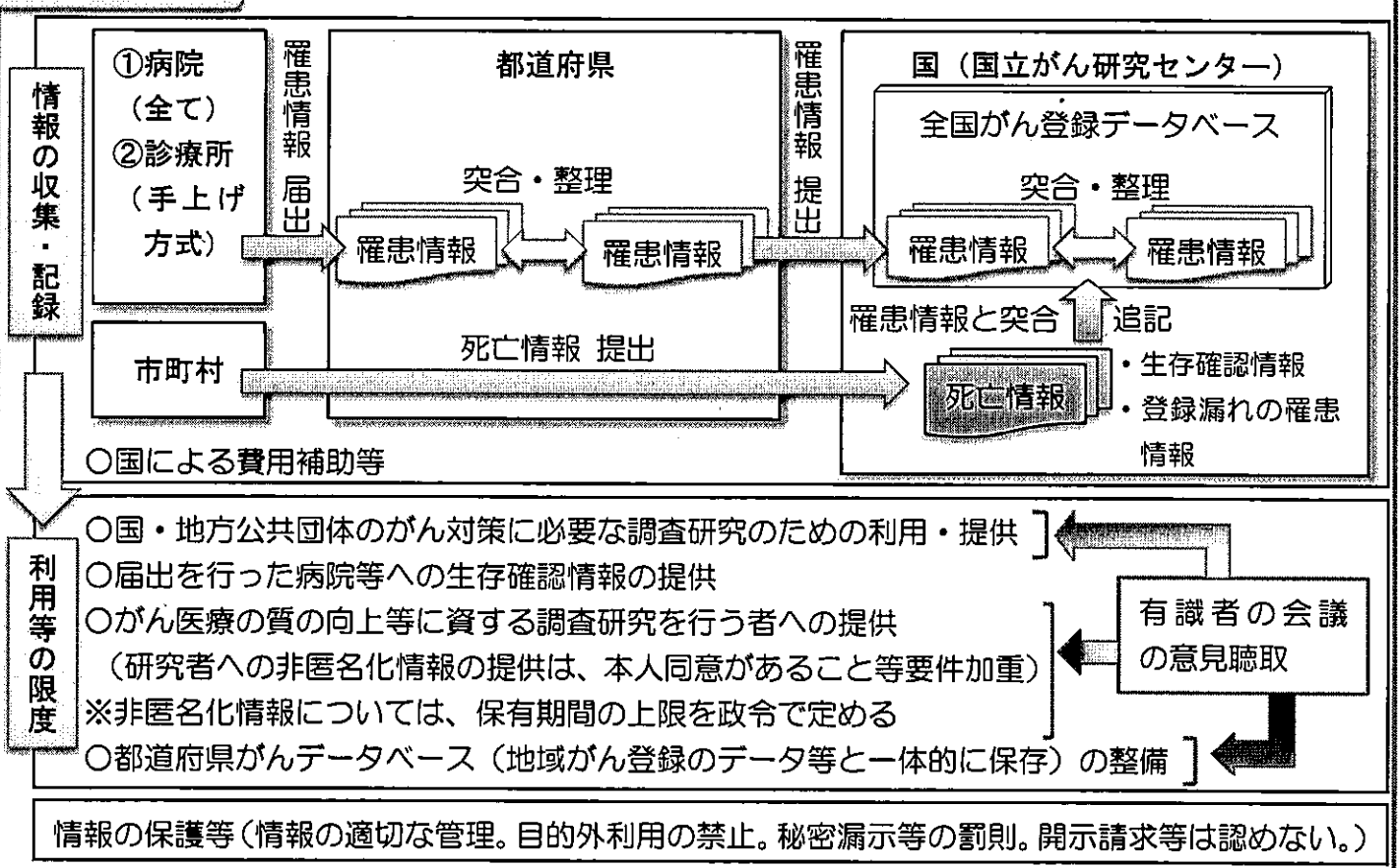
○院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る

○がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る

○がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元

○がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

○国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援

○医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上

○がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

がんになる確率 50% つまり、2人に1人は 登録されます



がん患者さんの情報が未来の医療の発展に役立てられる。
それが「全国がん登録」です。2016年1月に始まります。



全国がん登録のマークは、がんの罹患数の最新データをシンボリックに表現したもので、左が男性、右が女性、下が0歳から上が85歳以上まで5歳刻みになっています。今後、全国がん登録のデータが将来の医療に活かされ、がんになっても住みやすい社会につながっていくことを願ったロゴマークです。



全国がん登録について詳しくはウェブで
がん情報サービス
<http://ganjoho.jp>



